

(3) 定置漁業権

漁業権の存続期間：平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号	定 第 1 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"><thead><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>定置漁業</td><td>雑魚定置漁業</td><td>3月1日から 11月30日まで</td></tr></tbody></table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで					
	2 漁場の位置 加賀市黒崎町地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度21分00秒9、東経136度16分07秒0の点 イ 北緯36度21分17秒7、東経136度16分20秒0の点 ウ 北緯36度20分52秒8、東経136度16分41秒8の点 エ 北緯36度20分46秒3、東経136度16分36秒9の点						
地元地区	加賀市片野町、黒崎町、橋立町、小塩町及び田尻町						

免許番号	定 第 2 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"><thead><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>定置漁業</td><td>雑魚定置漁業</td><td>3月1日から 11月30日まで</td></tr></tbody></table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで					
	2 漁場の位置 加賀市塩浜町地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度23分05秒1、東経136度18分54秒1の点 イ 北緯36度23分25秒8、東経136度18分41秒4の点 ウ 北緯36度23分35秒2、東経136度19分02秒7の点 エ 北緯36度23分13秒9、東経136度19分13秒0の点						
地元地区	加賀市橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町						

免許番号	定 第 3 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 315 1211 432"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>3月1日から 11月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで					
2 漁場の位置 加賀市塩浜町地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度22分43秒3、東経136度19分08秒1の点 イ 北緯36度23分05秒1、東経136度18分54秒1の点 ウ 北緯36度23分13秒9、東経136度19分13秒0の点 エ 北緯36度22分51秒2、東経136度19分26秒3の点						
地元地区	加賀市橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町						

免許番号	定 第 4 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 1113 1211 1229"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 羽咋市滝町地先	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度55分30秒7、東経136度42分32秒3の点 イ 北緯36度55分37秒3、東経136度42分30秒3の点 ウ 北緯36度55分39秒4、東経136度42分41秒3の点 エ 北緯36度55分50秒1、東経136度42分42秒1の点 オ 北緯36度55分49秒4、東経136度43分04秒2の点 カ 北緯36度55分34秒2、東経136度43分09秒1の点						
地元地区	羽咋市滝町及び一ノ宮町						

免許番号	定 第 7 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線及びウの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分57秒2、東経136度41分12秒6の点		
	イ 北緯37度07分19秒8、東経136度41分01秒8の点		
	ウ 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点		
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜		

免許番号	定 第 8 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日 で
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点		
	イ 北緯37度07分05秒5、東経136度40分23秒8の点		
	ウ 北緯37度07分25秒3、東経136度40分09秒3の点		
	エ 北緯37度07分35秒7、東経136度40分36秒7の点		
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜		

免許番号	定 第 9 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 315 1211 432"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分57秒2、東経136度41分12秒6の点 イ 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点 ウ 北緯37度07分38秒9、東経136度40分31秒3の点 エ 北緯37度08分00秒8、東経136度41分06秒3の点						
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無及び西海千ノ浦						

免許番号	定 第 10 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 1115 1211 1232"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たい定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 輪島市門前町鹿磯地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度17分37秒2、東経136度42分32秒0の点 イ 北緯37度17分38秒8、東経136度41分56秒1の点 ウ 北緯37度18分02秒0、東経136度42分03秒6の点 エ 北緯37度18分02秒3、東経136度42分36秒7の点						
地元地区	輪島市門前町鹿磯及び深見						

免許番号	定 第 11 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 315 1211 432"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たい定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 輪島市門前町鹿磯地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度17分34秒2、東経136度43分15秒5の点 イ 北緯37度17分37秒2、東経136度42分32秒0の点 ウ 北緯37度18分02秒3、東経136度42分36秒7の点 エ 北緯37度17分42秒3、東経136度43分14秒3の点						
地元地区	輪島市門前町鹿磯及び深見						

免許番号	定 第 12 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 1113 1211 1229"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たい定置漁業</td> <td>3月1日から 11月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たい定置漁業	3月1日から 11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	たい定置漁業	3月1日から 11月30日まで					
2 漁場の位置 輪島市大沢町地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度23分03秒1、東経136度48分28秒5の点 イ 北緯37度23分36秒5、東経136度48分09秒6の点 ウ 北緯37度23分43秒0、東経136度48分32秒3の点 エ 北緯37度23分09秒0、東経136度48分37秒5の点						
地元地区	輪島市上大沢町、大沢町、赤崎町、下山町、小池町及び鳳至町						

免許番号	定 第 13 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たい定置漁業</td> <td>3月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たい定置漁業	3月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	たい定置漁業	3月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 輪島市深見町地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度24分43秒6、東経136度56分44秒9の点 イ 北緯37度25分43秒4、東経136度56分35秒1の点 ウ 北緯37度25分49秒0、東経136度57分02秒6の点 エ 北緯37度24分53秒6、東経136度57分10秒1の点						
地元地区	輪島市名舟町、野田町、白米町、深見町、惣領町、大野町及び鳳至町						

免許番号	定 第 14 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>3月1日から 11月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで					
2 漁場の位置 輪島市町野町曾々木地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度28分01秒9、東経137度04分46秒4の点 イ 北緯37度28分47秒3、東経137度03分57秒8の点 ウ 北緯37度28分43秒4、東経137度04分39秒7の点 エ 北緯37度28分08秒7、東経137度04分56秒0の点						
地元地区	輪島市町野町曾々木及び珠洲市真浦町						

免許番号	定 第 15 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 珠洲市三崎町小泊地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度26分45秒0、東経137度21分44秒4の点		
	イ 北緯37度26分20秒4、東経137度22分12秒6の点		
	ウ 北緯37度26分05秒4、東経137度21分39秒0の点		
	エ 北緯37度26分39秒0、東経137度21分22秒8の点		
地元地区	珠洲市三崎町伏見、小泊、雲津及び蛸島町		

免許番号	定 第 16 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 珠洲市蛸島町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度25分56秒1、東経137度19分42秒5の点		
	イ 北緯37度25分28秒6、東経137度20分39秒8の点		
	ウ 北緯37度25分13秒2、東経137度20分09秒6の点		
	エ 北緯37度25分45秒0、東経137度19分16秒4の点		
地元地区	珠洲市三崎町雲津及び蛸島町		

免許番号	定 第 17 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 315 1211 432"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 珠洲市正院町正院地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度25分21秒3、東経137度18分00秒0の点 イ 北緯37度24分59秒4、東経137度18分48秒9の点 ウ 北緯37度24分45秒3、東経137度18分32秒5の点 エ 北緯37度24分34秒0、東経137度18分41秒8の点 オ 北緯37度24分30秒2、東経137度18分37秒1の点 カ 北緯37度25分10秒3、東経137度17分45秒4の点						
地元地区	珠洲市蛸島町、正院町川尻、正院町正院及び野々江町						

免許番号	定 第 18 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 1211 1211 1328"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 珠洲市宝立町鶴飼地先	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度23分19秒2、東経137度16分34秒8の点 イ 北緯37度23分21秒6、東経137度17分13秒8の点 ウ 北緯37度23分03秒6、東経137度17分10秒2の点 エ 北緯37度23分12秒0、東経137度16分36秒0の点						
地元地区	珠洲市宝立町春日野、宝立町鶴飼及び宝立町鶴島						



免許番号	定 第 19 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字小浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度17分38秒7、東経137度11分38秒3の点		
	イ 北緯37度17分25秒6、東経137度11分39秒3の点		
	ウ 北緯37度17分25秒7、東経137度11分29秒2の点		
	エ 北緯37度17分38秒9、東経137度11分30秒5の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字小浦		

免許番号	定 第 20 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字小浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度17分47秒2、東経137度11分25秒9の点		
	イ 北緯37度17分25秒7、東経137度11分29秒2の点		
	ウ 北緯37度17分25秒6、東経137度11分35秒8の点		
	エ 北緯37度17分16秒5、東経137度11分40秒4の点		
	オ 北緯37度17分15秒6、東経137度11分25秒8の点		
	カ 北緯37度16分33秒5、東経137度11分22秒4の点		
	キ 北緯37度16分33秒2、東経137度11分14秒6の点		
	ク 北緯37度17分47秒3、東経137度11分07秒7の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字小浦及び字羽根		

免許番号	定 第 21 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 315 1211 432"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字羽根地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度17分43秒3、東経137度10分42秒7の点 イ 北緯37度17分27秒2、東経137度10分50秒5の点 ウ 北緯37度17分26秒4、東経137度10分35秒3の点 エ 北緯37度17分43秒8、東経137度10分35秒7の点						
地元地区	鳳珠郡能登町字羽根						

免許番号	定 第 22 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 1115 1211 1232"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字宇出津地先 3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度17分42秒2、東経137度09分53秒5の点 イ 北緯37度17分12秒8、東経137度10分23秒5の点 ウ 北緯37度17分03秒0、東経137度10分07秒7の点 エ 北緯37度16分12秒7、東経137度10分19秒4の点 オ 北緯37度16分11秒1、東経137度10分12秒6の点 カ 北緯37度17分02秒7、東経137度09分56秒4の点 キ 北緯37度17分40秒5、東経137度09分35秒1の点						
地元地区	鳳珠郡能登町字宇出津						

免許番号	定 第 23 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字藤波地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びビの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度17分30秒1、東経137度08分33秒2の点</p> <p>イ 北緯37度16分55秒2、東経137度09分18秒2の点</p> <p>ウ 北緯37度16分48秒3、東経137度09分03秒7の点</p> <p>エ 北緯37度16分16秒2、東経137度09分09秒6の点</p> <p>オ 北緯37度16分15秒4、東経137度09分05秒4の点</p> <p>カ 北緯37度16分48秒0、東経137度08分54秒7の点</p> <p>キ 北緯37度17分24秒1、東経137度08分24秒6の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
地元地区	鳳珠郡能登町字藤波						

免許番号	定 第 24 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字波並地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度16分59秒9、東経137度07分38秒9の点</p> <p>イ 北緯37度16分35秒1、東経137度08分19秒4の点</p> <p>ウ 北緯37度16分26秒1、東経137度08分06秒9の点</p> <p>エ 北緯37度16分08秒9、東経137度08分15秒2の点</p> <p>オ 北緯37度16分06秒9、東経137度08分11秒9の点</p> <p>カ 北緯37度16分54秒7、東経137度07分22秒2の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
地元地区	鳳珠郡能登町字波並						

免許番号	定 第 25 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の 称	漁 業 の 時 期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度15分52秒1、東経137度06分45秒5の点		
	イ 北緯37度15分31秒7、東経137度07分34秒4の点		
	ウ 北緯37度15分14秒2、東経137度07分25秒9の点		
	エ 北緯37度15分44秒4、東経137度06分32秒1の点		
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見及び字矢波		

免許番号	定 第 26 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁 業 の 時 期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度16分04秒2、東経137度06分08秒3の点		
	イ 北緯37度16分01秒8、東経137度06分34秒3の点		
	ウ 北緯37度15分52秒5、東経137度06分26秒8の点		
	エ 北緯37度16分02秒4、東経137度06分07秒2の点		
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見		

免許番号	定 第 27 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度15分24秒5、東経137度06分03秒9の点		
	イ 北緯37度15分22秒8、東経137度06分48秒7の点		
	ウ 北緯37度15分07秒0、東経137度06分40秒9の点		
	エ 北緯37度15分20秒2、東経137度06分02秒6の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字七見		

免許番号	定 第 28 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鵜川地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度14分21秒3、東経137度06分18秒4の点		
	イ 北緯37度14分17秒5、東経137度07分06秒8の点		
	ウ 北緯37度13分56秒1、東経137度06分55秒8の点		
	エ 北緯37度14分09秒2、東経137度06分10秒1の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字鵜川		

免許番号	定 第 29 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度14分27秒6、東経137度06分02秒1の点		
	イ 北緯37度14分24秒4、東経137度06分15秒2の点		
	ウ 北緯37度14分18秒4、東経137度06分10秒1の点		
	エ 北緯37度14分25秒3、東経137度06分00秒3の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川		

免許番号	定 第 30 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度14分32秒4、東経137度05分53秒1の点		
	イ 北緯37度14分30秒6、東経137度06分04秒3の点		
	ウ 北緯37度14分24秒1、東経137度05分59秒3の点		
	エ 北緯37度14分30秒5、東経137度05分52秒0の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川		

免許番号	定 第 31 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度14分35秒1、東経137度05分39秒6の点		
	イ 北緯37度14分33秒0、東経137度05分52秒2の点		
	ウ 北緯37度14分25秒6、東経137度05分47秒4の点		
	エ 北緯37度14分33秒2、東経137度05分38秒1の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川		

免許番号	定 第 32 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字竹太地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度13分59秒9、東経137度05分51秒3の点		
	イ 北緯37度13分57秒5、東経137度06分06秒5の点		
	ウ 北緯37度13分48秒1、東経137度06分01秒4の点		
	エ 北緯37度13分57秒4、東経137度05分50秒0の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字竹太		

免許番号	定 第 33 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字古君地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度14分13秒1、東経137度05分03秒0の点		
	イ 北緯37度14分11秒8、東経137度05分13秒8の点		
	ウ 北緯37度14分04秒0、東経137度05分09秒0の点		
	エ 北緯37度14分10秒7、東経137度05分01秒2の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字古君		

免許番号	定 第 34 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字古君地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度13分41秒3、東経137度05分09秒7の点		
	イ 北緯37度13分38秒9、東経137度05分22秒9の点		
	ウ 北緯37度13分32秒2、東経137度05分18秒1の点		
	エ 北緯37度13分38秒6、東経137度05分07秒9の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字古君		



免許番号	定 第 35 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 315 1211 432"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字前波地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度13分00秒6、東経137度04分45秒2の点 イ 北緯37度12分45秒4、東経137度05分32秒8の点 ウ 北緯37度12分24秒3、東経137度05分22秒0の点 エ 北緯37度12分43秒4、東経137度04分34秒1の点							
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字前波						

免許番号	定 第 36 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" data-bbox="400 1115 1211 1232"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分49秒2、東経137度04分45秒9の点 イ 北緯37度11分49秒1、東経137度05分02秒6の点 ウ 北緯37度11分41秒3、東経137度05分00秒8の点 エ 北緯37度11分45秒4、東経137度04分44秒7の点							
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字沖波						

免許番号	定 第 37 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度12分11秒3、東経137度03分42秒9の点		
	イ 北緯37度11分53秒5、東経137度03分56秒8の点		
	ウ 北緯37度11分48秒3、東経137度03分40秒9の点		
	エ 北緯37度12分09秒3、東経137度03分36秒6の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字沖波及び七尾市能登島鰻目町		

免許番号	定 第 38 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字甲地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度11分36秒4、東経137度02分55秒4の点		
	イ 北緯37度11分33秒0、東経137度03分13秒6の点		
	ウ 北緯37度11分30秒5、東経137度03分13秒7の点		
	エ 北緯37度11分24秒1、東経137度02分57秒6の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字甲及び七尾市能登島鰻目町		

免許番号	定 第 39 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字甲地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度11分24秒9、東経137度02分09秒7の点		
	イ 北緯37度11分04秒3、東経137度02分29秒6の点		
	ウ 北緯37度10分59秒6、東経137度02分08秒0の点		
	エ 北緯37度11分21秒9、東経137度01分59秒3の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字甲及び七尾市能登島八ヶ崎町		

免許番号	定 第 40 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度11分05秒9、東経137度04分18秒2の点		
	イ 北緯37度11分15秒5、東経137度04分37秒5の点		
	ウ 北緯37度11分04秒1、東経137度04分41秒1の点		
	エ 北緯37度11分03秒2、東経137度04分18秒9の点		
地元地区	鳳珠郡能都町字鵜川及び穴水町字沖波		

免許番号	定 第 41 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度10分52秒6、東経137度04分29秒9の点		
	イ 北緯37度10分54秒6、東経137度04分58秒7の点		
	ウ 北緯37度10分40秒5、東経137度04分57秒3の点		
	エ 北緯37度10分47秒5、東経137度04分28秒7の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字沖波及び七尾市能登島鰻目町		

免許番号	定 第 42 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度10分36秒1、東経137度04分27秒2の点		
	イ 北緯37度10分34秒1、東経137度04分46秒3の点		
	ウ 北緯37度10分24秒4、東経137度04分42秒6の点		
	エ 北緯37度10分33秒1、東経137度04分25秒7の点		
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町		

免許番号	定 第 43 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島祖母ヶ浦町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度10分19秒7、東経137度02分40秒2の点		
	イ 北緯37度10分33秒8、東経137度02分31秒4の点		
	ウ 北緯37度10分35秒8、東経137度02分40秒9の点		
	エ 北緯37度10分20秒7、東経137度02分43秒1の点		
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町		

免許番号	定 第 44 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島祖母ヶ浦町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度10分27秒8、東経137度03分15秒7の点		
	イ 北緯37度10分46秒1、東経137度03分22秒1の点		
	ウ 北緯37度10分41秒2、東経137度03分34秒4の点		
	エ 北緯37度10分25秒3、東経137度03分21秒1の点		
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町		

免許番号	定 第 45 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度10分20秒0、東経137度03分25秒9の点		
	イ 北緯37度10分35秒8、東経137度03分45秒1の点		
	ウ 北緯37度10分20秒8、東経137度03分50秒9の点		
	エ 北緯37度10分15秒8、東経137度03分27秒3の点		
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町		

免許番号	定 第 46 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度09分56秒8、東経137度03分22秒9の点		
	イ 北緯37度10分10秒0、東経137度03分51秒4の点		
	ウ 北緯37度09分57秒4、東経137度03分56秒2の点		
	エ 北緯37度09分50秒1、東経137度03分26秒2の点		
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町		

免許番号	定 第 47 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 七尾市能登島鰯目町地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びビの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度09分53秒9、東経137度04分24秒4の点</p> <p>イ 北緯37度10分07秒8、東経137度05分00秒7の点</p> <p>ウ 北緯37度09分45秒8、東経137度05分04秒8の点</p> <p>エ 北緯37度09分24秒9、東経137度05分59秒7の点</p> <p>オ 北緯37度09分18秒6、東経137度05分56秒1の点</p> <p>カ 北緯37度09分42秒6、東経137度04分53秒1の点</p> <p>キ 北緯37度09分39秒6、東経137度04分30秒6の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰯目町						

免許番号	定 第 48 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 七尾市能登島鰯目町地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度09分37秒4、東経137度03分44秒1の点</p> <p>イ 北緯37度09分50秒7、東経137度04分25秒8の点</p> <p>ウ 北緯37度09分31秒1、東経137度04分34秒3の点</p> <p>エ 北緯37度09分27秒7、東経137度03分58秒9の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰯目町						

免許番号	定 第 49 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島鰺目町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度09分22秒8、東経137度03分37秒8の点		
	イ 北緯37度09分29秒0、東経137度03分50秒4の点		
	ウ 北緯37度09分17秒5、東経137度03分56秒1の点		
	エ 北緯37度09分10秒7、東経137度03分41秒4の点		
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰺目町		

免許番号	定 第 50 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先		
	3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分11秒0、東経137度04分14秒5の点		
	イ 北緯37度08分11秒7、東経137度04分50秒2の点		
	ウ 北緯37度07分53秒3、東経137度04分51秒5の点		
	エ 北緯37度07分45秒4、東経137度05分20秒5の点		
	オ 北緯37度07分39秒7、東経137度05分20秒0の点		
	カ 北緯37度07分47秒6、東経137度04分49秒7の点		
	キ 北緯37度07分49秒9、東経137度04分11秒0の点		
地元地区	七尾市能登島鰺目町、能登島野崎町及び鵜浦町		



免許番号	定 第 51 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分57秒5、東経137度03分48秒0の点		
	イ 北緯37度08分06秒0、東経137度04分08秒3の点		
	ウ 北緯37度07分53秒3、東経137度04分10秒8の点		
	エ 北緯37度07分49秒6、東経137度03分50秒9の点		
地元地区	七尾市能登島野崎町及び能登島鯨目町		

免許番号	定 第 52 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分18秒4、東経137度03分26秒3の点		
	イ 北緯37度07分18秒7、東経137度03分55秒2の点		
	ウ 北緯37度07分09秒7、東経137度03分50秒0の点		
	エ 北緯37度07分12秒3、東経137度03分22秒3の点		
地元地区	七尾市能登島野崎町		

免許番号	定 第 53 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市鶴浦町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度06分31秒1、東経137度04分20秒2の点		
	イ 北緯37度06分37秒6、東経137度04分37秒8の点		
	ウ 北緯37度06分29秒0、東経137度04分41秒7の点		
	エ 北緯37度06分27秒3、東経137度04分21秒8の点		
地元地区	七尾市鶴浦町		

免許番号	定 第 54 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市鶴浦町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度06分12秒9、東経137度04分42秒0の点		
	イ 北緯37度06分18秒0、東経137度04分55秒2の点		
	ウ 北緯37度06分08秒4、東経137度04分57秒3の点		
	エ 北緯37度06分08秒7、東経137度04分43秒1の点		
地元地区	七尾市鶴浦町		

免許番号	定 第 55 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
	2 漁場の位置 七尾市鵜浦町地先 3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びビの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分32秒0、東経137度04分31秒5の点 イ 北緯37度05分40秒5、東経137度05分05秒7の点 ウ 北緯37度05分21秒5、東経137度05分02秒4の点 エ 北緯37度05分16秒7、東経137度05分08秒3の点 オ 北緯37度05分15秒2、東経137度05分06秒7の点 カ 北緯37度05分21秒1、東経137度04分52秒0の点 キ 北緯37度05分20秒1、東経137度04分29秒7の点						
地元地区	七尾市鵜浦町						

免許番号	定 第 56 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
	2 漁場の位置 七尾市江泊町地先 3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分26秒4、東経137度04分49秒0の点 イ 北緯37度02分43秒8、東経137度05分34秒5の点 ウ 北緯37度02分32秒0、東経137度05分25秒7の点 エ 北緯37度02分43秒7、東経137度04分40秒9の点						
地元地区	七尾市江泊町及び庵町						

免許番号	定 第 57 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市江泊町地先		
	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度03分44秒1、東経137度04分12秒4の点		
	イ 北緯37度03分45秒4、東経137度04分27秒3の点		
	ウ 北緯37度03分26秒4、東経137度04分49秒0の点		
	エ 北緯37度02分43秒7、東経137度04分40秒9の点		
	オ 北緯37度02分54秒2、東経137度04分02秒5の点		
地元地区	七尾市江泊町及び庵町		

免許番号	定 第 58 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市江泊町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度03分37秒2、東経137度03分37秒2の点		
	イ 北緯37度03分44秒1、東経137度04分12秒4の点		
	ウ 北緯37度02分54秒2、東経137度04分02秒5の点		
	エ 北緯37度03分02秒7、東経137度03分30秒8の点		
地元地区	七尾市江泊町及び庵町		

免許番号	定 第 59 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市庵町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度03分28秒1、東経137度03分09秒0の点		
	イ 北緯37度03分33秒1、東経137度03分36秒4の点		
	ウ 北緯37度03分17秒6、東経137度03分33秒6の点		
	エ 北緯37度03分17秒5、東経137度03分07秒4の点		
地元地区	七尾市庵町		

免許番号	定 第 60 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度00分40秒8、東経137度05分05秒0の点		
	イ 北緯37度00分13秒2、東経137度05分36秒7の点		
	ウ 北緯37度00分02秒3、東経137度05分31秒9の点		
	エ 北緯37度00分08秒3、東経137度04分51秒9の点		
地元地区	七尾市佐々波町		

免許番号	定 第 61 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先		
	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度01分03秒3、東経137度04分20秒9の点		
	イ 北緯37度01分00秒8、東経137度04分42秒1の点		
	ウ 北緯37度00分40秒8、東経137度05分05秒0の点		
	エ 北緯37度00分08秒3、東経137度04分51秒9の点		
	オ 北緯37度00分17秒0、東経137度04分12秒5の点		
地元地区	七尾市佐々波町		

免許番号	定 第 62 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度00分49秒7、東経137度03分32秒4の点		
	イ 北緯37度01分03秒3、東経137度04分20秒9の点		
	ウ 北緯37度00分17秒0、東経137度04分12秒5の点		
	エ 北緯37度00分25秒4、東経137度03分34秒8の点		
地元地区	七尾市佐々波町		

免許番号	定 第 63 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市東浜町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯36度58分50秒7、東経137度03分32秒0の点		
	イ 北緯36度59分03秒2、東経137度04分12秒2の点		
	ウ 北緯36度58分44秒8、東経137度04分09秒0の点		
	エ 北緯36度58分43秒1、東経137度03分32秒3の点		
地元地区	七尾市黒崎町及び東浜町		

免許番号	定 第 64 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市大泊町地先		
	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯36度57分39秒5、東経137度03分44秒7の点		
	イ 北緯36度57分49秒6、東経137度04分30秒0の点		
	ウ 北緯36度57分01秒0、東経137度05分07秒0の点		
	エ 北緯36度56分56秒9、東経137度05分02秒8の点		
	オ 北緯36度57分13秒1、東経137度03分59秒7の点		
地元地区	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町		